成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち一般公共事業債の額に相当する額

C_{11} ＝ 0.049
C_{12} ＝ 0.049
C_{13} ＝ 0.050
C_{14} ＝ 0.051
C_{15} ＝ 0.054
C_{16} ＝ 0.053
C_{17} ＝ 0.049
C_{18} ＝ 0.044
C_{19} ＝ 0.043
C_{20} ＝ 0.051
C_{21} ＝ 0.052
C_{22} ＝ 0.050
C_{23} ＝ 0.048
C_{24} ＝ 0.046
C_{25} ＝ 0.046
C_{26} ＝ 0.045
C_{27} ＝ 0.003
C_{28} ＝ 0.0018
C_{29} ＝ 0.0018

算式ＸＩ

$$\frac{B \times \alpha}{560\text{円} \times A}$$

算式ＸＩの符号

A　測定単位の数値

B　$\sum_{n=8}^{29} (C_n \times D_n)$

C_n　全国新幹線鉄道整備法（昭和 45 年法律第 71 号）第 7 条の整備計画に基づき施行される新幹線整備の建設事業（以下この表において「新幹線鉄道整備事業」という。）に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額

D_8 ＝ 0.012
D_9 ＝ 0.023
D_{10} ＝ 0.025

成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち一般公共事業債の額に相当する額

C_{11} ＝ 0.050
C_{12} ＝ 0.050
C_{13} ＝ 0.050
C_{14} ＝ 0.051
C_{15} ＝ 0.054
C_{16} ＝ 0.053
C_{17} ＝ 0.049
C_{18} ＝ 0.044
C_{19} ＝ 0.049
C_{20} ＝ 0.051
C_{21} ＝ 0.052
C_{22} ＝ 0.051
C_{23} ＝ 0.048
C_{24} ＝ 0.046
C_{25} ＝ 0.046
C_{26} ＝ 0.005
C_{27} ＝ 0.003
C_{28} ＝ 0.0018

算式ＸＩ

$$\frac{B \times \alpha}{607\text{円} \times A}$$

算式ＸＩの符号

A　測定単位の数値

B　$\sum_{n=8}^{28} (C_n \times D_n)$

C_n　全国新幹線鉄道整備法（昭和 45 年法律第 71 号）第 7 条の整備計画に基づき施行される新幹線整備の建設事業（以下この表において「新幹線鉄道整備事業」という。）に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額

D_8 ＝ 0.012
D_9 ＝ 0.026
D_{10} ＝ 0.025